

各地域調整部会で提起されたキーポイントの概要

1. 以下の文は地域調整部会のトレーサビリティ／プロダクト・トレーシング（以下、T／PT とする）に関する論議で提起されたキーポイントの概要である。これらのキーポイントは Annex 1 で示された T／PT の原則の暫定案の策定において、検討されたものである。
2. ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会は、この問題に関連するバイオテクノロジー応用食品特別部会による進捗状況を指摘し、一般的には「T／PT はケースバイケースで検討されるものと合意されているが、多くの場合、より効果的でより良い食品安全リスクを管理する方法があるだろう。」としている。また、T／PT は「そのこと自体で製品の安全性を確保する能力がない」ということも指摘している。部会はまた、リスク管理の目的でさえも、T／PT を適用すること、特に複雑さとコストに関連した発展途上国の問題にも言及している。「これらの要求は小規模の発展途上国の食品管理システムを乱しかねない。」と指摘している。
3. ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会は、「消費者の健康を保護するための食品安全リスク管理以外の目的での義務的または規制された T／PT の使用に断固反対」しており、「特に用語に関連するこの問題のより良い理解が得られるまで、食品安全リスク管理のためであっても、T／PT を適用するための一般ガイドラインなどの策定を考慮するのは時期尚早との考え」である。
4. ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会は、『食品貿易における公平な貿易実施の確保』のために T／PT を考慮する問題の一つは、この表現が、不正行為の防止又は消費者への詐欺行為の防止を超えて必要とされることに対する明確性に重大な欠如があることだ」と指摘している。
5. アフリカ地域調整部会は、「T／PT は新しい分野であり、執行委員会の勧告にあるように、ケーススタディーを利用した、システムのコストの試算を実施するための地域または地域に相当するワークショップによってのみ、十分な議論が行うことができる。このような議論を行うことなしに、多数の発展途上国のメンバー国は、現在入手可能な情報にコメントしたりこの問題に関する見解を示したりすることは出来ない。」としている。
6. また、アフリカ地域調整部会は、食品安全リスクの管理、消費者情報の規定における T／PT の使用、特に分析施設は関係する食品が汚染されていないという十分な保証ができない場合の、食品安全の目的の利点における『一段階追跡／一段階遡及』のアプローチに対するプロダクト・トレーシングの適用の制限を含む、様々な個々のコメントを記録した。
7. T／PT はコーテックス委員会内の考慮すべき議論の焦点であるが、この適用への合意にはまだ達していない。

8. 近東地域調整部会は、「食品安全の一手段としての T/PT の重要性と、ゼラチン等の製品の由来を証明するなど一定の場合への使用」を主張している。
9. アジア地域調整部会は「包括的なトレーサビリティの適用は期待される目的を果たさないだろう。よって、以下の5つの基準を考慮に入れた上で、厳密にケースごとに適用されるべきだ」という委員会の見解とともに T/PT の適用に関する考慮すべき議論を記録した。
 - リスクの性質と範囲は特定のリスクアセスメントに基づいて決定されるべきであり、この評価の後でのみ製品のトレーサビリティが考慮されるべきである。
 - トレーサビリティは特定されたりスクの効果的な管理方法であること、また、リスクを管理するためのより費用効果の良い、他の選択肢があるということについても示さなければならない。
 - フードチェーンにおけるトレーサビリティの適用の範囲はリスク評価、実質的適用、費用効果に基づいて明確にリストアップするべきである。
 - 費用対効果は、トレーサビリティが特定の製品のために検討される前にあらかじめ行われなければならない。
 - トレーサビリティ・トレーシングは貿易の技術的障壁として利用されることはないという事実を明白に証明するべきである。
10. ヨーロッパ地域調整部会は、「T/PT が食品安全の目的のために使用されるか、または製品の信頼性を保証するなど他の正当な目的に利用される事」に合意している。一方 ISDC のオブザーバーは、「T/PT の主要な目的として、産業界は食品安全の分野を考慮すること。他の要素については T/PT の役割が果たす範囲に対してケースバイケースで議論する必要がある。」と指摘している。
11. 北アメリカ南西太平洋地域調整部会は、「プロダクト・トレーシングを考慮する上で、コーデックスはリスク管理に関するツールとしてのプロダクト・トレーシングの使用を検討することを優先すべきである。」ということに合意している。

トレーサビリティ/プロダクト・トレーシング (T/PT) の原則の暫定案

以下の暫定案は食品検査及び認証システムの支援における T/PT に適用する。

[定義はコーデックス一般原則部会による]

1. T/PT は、特定の食品安全または公正な貿易の実施目的に合致するリスク管理オプションの一部として、広域の食品検査・認証システムに適用できるツールである。
2. T/PT のそれぞれの要素に関する適用の範囲と詳細は考慮されるべきであり、プロダクト・トレーシングが実施される範囲内で食品検査と認証システムの目的に沿って、ケースバイケースで明確に正当化されるべきである。
3. T/PT は以下に使用される可能性がある。
 - A) 食品を識別する。そして/または
 - B) 食品の動向を記録する。すなわちどこから食品が来たのか（一段階遡及）、そしてどこに送られたのか。（一段階追跡）そして/または
 - C) 可能であれば、どのように食品が変化したのか通知する。
4. 食品検査と認証システムの中で活用される T/PT の要件は、
 - A) 科学に基づく、
 - B) 公正な貿易の実践基準と適合する、
 - C) 同等性の決定に従う、
 - D) 必要以上の貿易規制を無くし、貿易の技術的障壁として使用しない、
 - E) 発展途上国の要求を考慮する、
 - F) 結果に基づく、
 - G) 費用効果が良い、
 - H) 実用的（法的強制力を含む）であるべきである。